

担当	主任	係長	課長	部長	参事	組合長

バケツ使用申込書

令和 年 月 日

熊本県花き園芸農業協同組合
代表理事組合長 靄池 正生 殿

出荷者番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

使用条件を遵守することを確約し、下記の通り申し込みます。

1) 使用目的 (品目・品種)

2) 登録手数料 ¥11,000- (税込)

(現金 ・ 未払金)

バケツト使用要領

1、目的

熊本県花き園芸農業協同組合（以下「組合」という）が開設する地方卸売市場熊本花市場において、出荷者が花き類を出荷する際に使用する組合のバケツトを適正に運用する為にこの要領を定める。

2、使用者の対象範囲

当組合の組合員、員外すべての出荷者を対象とする。

3、使用対象品目

バラ・カーネーション・宿根カスミ草・トルコ桔梗・金魚草とする。

但し、目的条件に基づいたその他の品目については、この限りではない。

4、使用許可及び登録手数料

指定するバケツト使用申込書提出と共に、登録手数料11,000円の納入を条件に認めることとする。

5、使用手数料

1バケツトにつき組合員62円（税込み）員外77円（税込み）を未払金より随時差し引くこととする。

6、使用条件

- 1) 鮮度保持を目的とする為、使用時には必ず容器の洗浄を行い、鮮度保持剤を使用する。
- 2) 基本入数を50本、高さを85cm以下とする。
- 3) 1束ごとの包装を基本とし、品種・規格・氏名等の当農協指定ラベル（料金は使用手数料に含む）表示をする。
- 4) 出荷準備については、原則として使用者各々の自宅にて行うこととする。

7、使用の停止及び損害賠償

使用者が上記条件に違反したり、故意又は過失による紛失・破損・当組合市場以外への使用等の行為が認められた場合には、組合は使用者に対し使用の停止及び損害賠償の請求ができるものとする。

8、その他

この要領の改廃又は変更等を必要とする事項については、組合長に委ねることとする。

附則

この要領は、平成21年10月28日から施行する。

この要領は、平成25年2月27日から施行する。

この要領は、令和2年10月28日から施行する。

【備考】

- 1) 出荷の際には、出荷伝票（PC有）の欄に必ず（1）を記入し（PC容器数）の欄にバケツトの総数を記入して下さい。
- 2) バケツトの貸し出しは、原則として荷受け時間内とします。
- 3) 借り受ける際には、個数を確認し借り受け帳にサインを行ってください。